

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4877458号
(P4877458)

(45) 発行日 平成24年2月15日(2012.2.15)

(24) 登録日 平成23年12月9日(2011.12.9)

(51) Int.Cl.

F 1

A 45 D 33/00 (2006.01)
A 45 D 42/00 (2006.01)A 45 D 33/00 645 A
A 45 D 42/00 H

請求項の数 4 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2005-153608 (P2005-153608)
 (22) 出願日 平成17年5月26日 (2005.5.26)
 (65) 公開番号 特開2006-325922 (P2006-325922A)
 (43) 公開日 平成18年12月7日 (2006.12.7)
 審査請求日 平成20年3月5日 (2008.3.5)

前置審査

(73) 特許権者 000000918
 花王株式会社
 東京都中央区日本橋茅場町1丁目14番1
 O号
 (74) 代理人 110000224
 特許業務法人田治米国際特許事務所
 (72) 発明者 田島 久美子
 東京都墨田区文花2-1-3 花王株式会
 社内
 (72) 発明者 野口 德司
 東京都墨田区文花2-1-3 花王株式会
 社研究所内
 (72) 発明者 麻生 雅晴
 東京都墨田区文花2-1-3 花王株式会
 社研究所内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 コンパクト容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

化粧料を収容する容器本体、容器本体に蝶着している蓋体、及び中央鏡と少なくとも一つの袖鏡からなる多面鏡を備えたコンパクト容器であって、
 中央鏡及び袖鏡が、それぞれ枠体に取り付けられ、
 蓋体の内側に多面鏡の中央鏡が固定されると共に、袖鏡用枠体が中央鏡の左右両側又は片側に袖鏡用蝶番で開閉可能に取り付けられ、
 袖鏡又はその枠体の下縁を、化粧料を収容する容器本体の蓋体側開口縁に当接させた場合に、該下縁の袖鏡用蝶番側最端部と、袖鏡用蝶番側に対して反対側の端部との間に当接点があり、該当接点から該下縁の袖鏡用蝶番側に対して反対側の端部に至るまでが容器本体の開口縁の高さより上に位置するコンパクト容器。

【請求項 2】

袖鏡又はその枠体の下縁が、中央鏡の高さ方向に対する角度略90°の直線状であり、容器本体に対する蓋体の開き角を90°としたときに、前記下縁の高さ方向の位置が、容器本体の蓋体側開口縁より下である請求項1記載のコンパクト容器。

【請求項 3】

容器本体に対する蓋体の開き角を90°としたときに、前記下縁の袖鏡用蝶番側端部よりも該袖鏡用蝶番側端部に対して反対側の端部の高さ方向の位置が上である請求項1記載のコンパクト容器。

【請求項 4】

10

20

容器本体の蓋体側開口縁に、容器本体の正面側開口縁又は容器本体の側面側開口縁に対して突出したリブを有し、該リブが、容器本体に対する蓋体の開き角を90°としたときに前記下縁と当接する請求項1記載のコンパクト容器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ファンデーション、チーク、アイシャドウ等の化粧料を収容するコンパクトな鏡付容器に関する。

【背景技術】

【0002】

ファンデーション、チーク、アイシャドウ等の化粧料を収容するコンパクト容器としては、一般に、化粧料を収容する容器本体と、容器本体に開閉自在に蝶着された蓋体からなり、蓋体の内側に平面鏡を貼着したものが普及している。また、このようなコンパクト容器であって、中央鏡と袖鏡からなる三面鏡を蓋体の内側に取り付けたものが提案されている（特許文献1、特許文献2）。

【0003】

【特許文献1】特開2000-175738号公報

【特許文献2】登録実用新案第3020899号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、従来技術の三面鏡付コンパクト容器には、蓋体の開き角によっては、袖鏡の開閉時に袖鏡の下縁がファンデーション等の化粧料に当たり、袖鏡が汚れたり、化粧料が削られたりする等の問題がある。

【0005】

これに対して、本発明は、中央鏡と一つ以上の袖鏡を備えた多面鏡付コンパクト容器において、袖鏡の開閉時に袖鏡の下縁がコンパクト容器に収容された化粧料に当たることを防止し、化粧料による袖鏡の汚れや化粧料が削られる等の問題を解消することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明者は、コンパクト容器の蓋の内側に多面鏡の中央鏡を固定し、中央鏡の左右両側又は片側に袖鏡を取り付けた多面鏡付コンパクト容器において、袖鏡又はその枠体の下縁が、容器本体の開口面上にあるときに、容器本体に対する蓋体の開き角が不十分であると、袖鏡又はその枠体の下縁が容器本体の蓋体側開口縁に当たることにより、下縁の袖鏡用蝶番側端部からその反対側の端部に至るまでの位置が規制されるようにすると、袖鏡又はその枠体の下縁が、コンパクト容器に収容された化粧料に当たるのを防止できることに想到した。

【0007】

即ち、本発明は、化粧料を収容する容器本体、容器本体に蝶着している蓋体、及び中央鏡と少なくとも一つの袖鏡からなる多面鏡を備えたコンパクト容器であって、

中央鏡及び袖鏡が、それぞれ枠体に取り付けられ、

蓋体の内側に多面鏡の中央鏡が固定されると共に、袖鏡用枠体が中央鏡の左右両側又は片側に袖鏡用蝶番で開閉可能に取り付けられ、

袖鏡又はその枠体の下縁を容器本体の蓋体側開口縁に当接させた場合に、該下縁の袖鏡用蝶番側端部からその反対側の端部に至るまでが容器本体の開口縁の高さ以上に位置するコンパクト容器を提供する。

【発明の効果】

【0008】

本発明のコンパクト容器によれば、容器本体に対する蓋体の開き角が不十分であると、

10

20

30

40

50

袖鏡を開閉しようとしても、袖鏡又はその枠体の下縁が容器本体の蓋体側開口縁に当たるので、袖鏡の開閉が規制される。一方、袖鏡又はその枠体の下縁が容器本体の蓋体側開口縁に当たらないように、容器本体に対して蓋体を充分な開き角で開くと、袖鏡又はその枠体の下縁は、その全体が容器本体の開口縁の高さより上に位置する。

【0009】

したがって、本発明のコンパクト容器によれば、袖鏡の開閉時に袖鏡又はその枠体の下縁が容器本体に収容されている化粧料に当たり、容器本体に収容されている化粧料が削られたり、袖鏡が化粧料で汚れたりすることを防止できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0010】

以下、図面を参照しつつ、本発明を詳細に説明する。なお、各図中、同一符号は同一又は同等の構成要素を表している。

【0011】

図1は、多面鏡として三面鏡を備えた本発明の一実施例のコンパクト容器1Aであって、三面鏡10を半開口状態にしている場合の斜視図(a)と側面図(b)である。

【0012】

このコンパクト容器1Aは、三面鏡10、ファンデーション、チーク、アイシャドウ等の化粧料Aを収容する容器本体20、及び容器本体の開口面を開閉自在に覆う蓋体30からなり、三面鏡10は中央鏡11と左右一対の袖鏡13a、13bからなる。蓋体30の内側では中央鏡11がその枠体12に接着剤又は粘着テープにより固定されている。また、枠体14a、14bに固定された袖鏡13a、13bが、袖鏡用蝶番15a、15bによって中央鏡11の左右両側に取り付けられている。

【0013】

本実施例において、袖鏡13a、13bは矩形であり、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bは直線状で、該下縁16a、16bが中央鏡11の高さ方向に対してなす角度2は略90°となっている。

【0014】

なお、本発明において、「袖鏡13a、13b又はその枠体の下縁」とは、袖鏡13a、13bの下端よりも枠体14a、14bの下端が下方に位置している場合には、枠体14a、14bの下縁を意味し、袖鏡13a、13の下縁と枠体14a、14bの下縁が揃っている場合には、これら双方の下縁を意味する。

【0015】

蓋体30は、中央鏡11の下端側で容器本体20に蝶着されている。容器本体20には、化粧料Aの他、必要に応じてスポンジ21、はけ、ブラシ(図示せず)等の化粧用具が収容されるスペースが設けられる。

【0016】

このコンパクト容器1Aは、図1に示すように、蓋体30を開け、袖鏡13a、13bを半開口状態にして袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bを容器本体20上に位置させ、その下縁16a、16bの袖鏡用蝶番側端部16xを容器本体の蓋体側開口縁22aに当接させたときに、その下縁16a、16bの袖鏡用蝶番側と反対側の端部16yが容器本体の開口縁22より上方に位置し、該下縁16a、16bの全体すなわち袖鏡用蝶番側端部からその反対側の端部に至るまでが容器本体の開口縁の高さより上に位置するように、袖鏡13a、13bが取り付けられていることを特徴としている。ここで下縁16a、16bは直線状であるが、必ずしも直線状でなくとも全体が容器本体の開口縁の高さより上に位置していればよい。

【0017】

より具体的には、図2に示すように、容器本体20に対する蓋体30の開き角1(即ち、中央鏡11の鏡面と、容器本体20の開口縁22との角度1)を90°とした場合に、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bの高さ方向の位置が、容器本体20の蓋体側開口縁22aより距離Dだけ低くなるように、袖鏡13a

10

20

30

40

50

、13bが取り付けられている。距離Dの大きさは、大きすぎると袖鏡を開けにくくなるので、1mm以内とすることが好ましい。

【0018】

このコンパクト容器1Aによれば、図3に示すように、容器本体20に対する蓋体30の開き角1が90°。以下の場合、閉じていた袖鏡13a、13bを開こうとしても、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bが容器本体の蓋体側開口縁22aに点Pで当たって開かず、また図4に示すように、開いていた袖鏡13a、13bを閉じようとしても袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bが容器本体20の側面に当たってそれ以上閉じない。

【0019】

図5に示すように、容器本体20に対する蓋体30の開き角1を、90°を超える所定の角度以上とすることではじめて袖鏡13a、13bは開閉自在となる。この場合、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bが容器本体20上に位置する半開口状態もとり得るが、その後、何らかの理由で蓋体30が押されるなどして蓋体30が半開口状態のまま開き角1が小さくなってしまっても、図1に示したように、まず、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bの袖鏡用蝶番側端部16xが容器本体の蓋体側開口縁に22aに当たるので、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bは常に容器本体20の開口縁22より上方に位置することとなる。

【0020】

したがって、このコンパクト容器1Aによれば、袖鏡13a、13bの開閉に伴い、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bによって、容器本体20に収容されている化粧料Aが削られたり、袖鏡13a、13bが化粧料Aで汚れたりすることを防止できる

これに対して、図10に示すように、袖鏡13a、13bの取り付け位置が高く、袖鏡13a、13bを半開口状態にした状態において、蓋体の開き角を90°以下にしたときに袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bの袖鏡用蝶番側端部16xが容器本体の蓋体側開口縁22aに当接しないと、該下縁16a、16bの袖鏡用蝶番側とは反対側の端部16yが、容器本体に収容されている化粧料Aにあたり、化粧料Aが削られたり、袖鏡13a、13bが化粧料Aで汚れたりする。また、当接しても開口縁22aの高さが十分でなく或いはその位置が袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bとの関係で適切でないために開き角が充分でないと、やはり化粧料Aが削られたり、袖鏡13a、13bが化粧料Aで汚れたりすることとなる。

【0021】

図6のコンパクト容器1Bは、上述のコンパクト容器1Aにおいて距離D=0となるように、即ち、容器本体20に対する蓋体30の開き角1を90°とした場合に、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bの高さ方向の位置が、容器本体20の開口縁22と同じ高さとなるように、袖鏡13a、13bを取り付けたものである。

【0022】

この場合、容器本体20に対する蓋体30の開き角1を90°より大きくしないと、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bが容器本体の蓋体側開口縁22aにあたり、袖鏡13a、13bの開閉が規制される。また、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bが容器本体20上に位置する半開口状態では、蓋体30の開き角1が90°のときに袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bの袖鏡用蝶番側端部16xが容器本体の蓋体側開口縁に22aに当たるので、これよりも開き角1が小さくなることはない。したがって、袖鏡13a、13bの開閉に伴う化粧料Aの削れなどの問題を解消することができる。

【0023】

図7のコンパクト容器1Cは、上述のコンパクト容器1Aにおいて、容器本体20に対

10

20

30

40

50

する蓋体30の開き角1を90°とした場合に、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bの袖鏡用蝶番側端部16xの高さが、容器本体20の蓋体側開口縁22aよりも若干高い位置にあり、また、その袖鏡用蝶番側端部16xよりも、それと反対側の端部16yが上方に位置するように、袖鏡13a、13b及びその枠体14a、14bの形状を変更したものである。

【0024】

このコンパクト容器1Cによれば、袖鏡13a、13bを半開口状態にして袖鏡13a、13b又はその枠体の下縁16a、16bを容器本体20上に位置させ、蓋体30の開き角1を小さくしていくと、図8に示すように、90°より小さい開き角1で下縁16a、16bの袖鏡用蝶番側端部16xが容器本体の蓋体側開口縁22aに当接し、これより開き角1は小さくならない。また、この状態で下縁16a、16b全体が容器本体20の開口縁22の高さ以上に位置している。したがって、このコンパクト容器1Cによつても、袖鏡13a、13bの開閉に伴う化粧料Aの削れなどの問題を解消することができる。10

【0025】

図9のコンパクト容器1Dは、上述のコンパクト容器1Aにおいて、容器本体20の蓋体側開口縁22aを、正面側開口縁22b及び側面側開口縁22cに対してリブ23により突出させている。そのため、容器本体20に対する蓋体30の開き角1を90°とした場合の、袖鏡13a、13b又はその枠体14a、14bの下縁16a、16bの高さは、容器本体20の正面側開口縁22b及び側面側開口縁22cに対しては高い位置にあるが、蓋体側開口縁22aのリブ23と同じ高さになっている。20

【0026】

したがって、このコンパクト容器1Dによれば、袖鏡13a、13bを半開口状態にして袖鏡13a、13b又はその枠体の下縁16a、16bを容器本体20上に位置させ、蓋体30の開き角1を小さくしていくと、図9(b)に示したように、蓋体30の開き角1が90°で下縁16a、16bがリブ23に当接し、これより開き角1は小さくならない。この状態で下縁16a、16b全体が容器本体20のリブ23と同じ高さに位置し、それよりも低くなることはない。よって、このコンパクト容器1Dによつても、袖鏡13a、13bの開閉に伴う化粧料Aの削れなどの問題を解消することができる。30

【0027】

本発明は、この他種々の態様をとることができる。たとえば、三面鏡としては、中央鏡と左右の袖鏡の幅がほぼ等しく、これらを畳んだ場合に鏡が三重に重なり合うもの他、袖鏡の幅が中央鏡の略半分で、三面鏡を折り畳んだ場合に鏡が二重に重なりあい、これを開く場合には、袖鏡を観音開きするタイプのものであつてもよい。

【0028】

また、本発明のコンパクト容器は、中央鏡の左右両側に袖鏡を有する三面鏡に限らず、中央鏡の片側に袖鏡を有する2面鏡を備えたものにするなど、多面鏡を構成する鏡の数に制限はない。

【産業上の利用可能性】

【0029】

本発明のコンパクト容器は、ファンデーション、チーク、アイシャドウ等の化粧料を収容する容器として有用である。40

【図面の簡単な説明】

【0030】

【図1】三面鏡が半開口状態のコンパクト容器1Aの斜視図(a)と側面図(b)である。

【図2】蓋体の開き角1が90°の場合のコンパクト容器1Aの側面図である。

【図3】蓋体の開き角1が90°未満の場合のコンパクト容器1Aの斜視図(a)及び側面図(b)である。

【図4】蓋体の開き角1が90°未満の場合のコンパクト容器1Aの側面図である。50

【図5】蓋体の開き角 1 が充分に大きい場合のコンパクト容器1Aの斜視図である。

【図6】蓋体の開き角 1 が 90° の場合のコンパクト容器1Bの側面図である。

【図7】蓋体の開き角 1 が 90° の場合のコンパクト容器1Cの側面図である。

【図8】蓋体の開き角 1 が 90° 未満の場合のコンパクト容器1Cの側面図である。

【図9】蓋体の開き角が 90° の場合のコンパクト容器1Dの斜視図(a)と側面図(b)である。

【図10】蓋体の開き角が 90° 未満の場合のコンパクト容器の問題点を示す斜視図(a)と側面図(b)である。

【符号の説明】

【0031】

1A、1B、1C、1D コンパクト容器

10

10 三面鏡

11 中央鏡

12 中央鏡の枠体

13a、13b 袖鏡

14a、14b 袖鏡の枠体

16a、16b 袖鏡又はその枠体の下縁

16x 袖鏡又はその枠体の下縁の袖鏡用蝶番側端部

16y 袖鏡又はその枠体の下縁の袖鏡用蝶番側と反対側の端部

20 容器本体

20

22 容器本体の開口縁

22a 容器本体の蓋体側開口縁

23 リブ

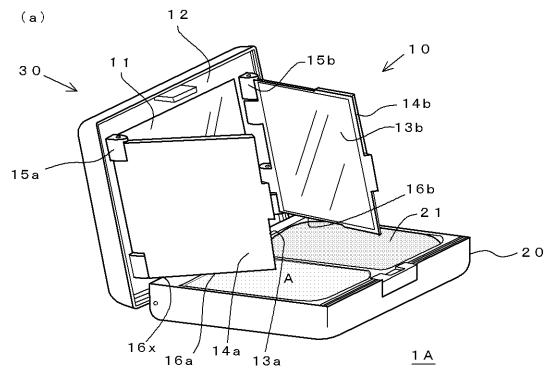
30 蓋体

A 化粧料

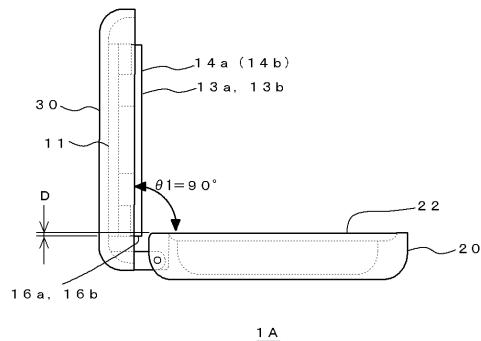
D 袖鏡又はその枠体の下縁と、容器本体の開口縁との距離

1 容器本体に対する蓋体の開き角

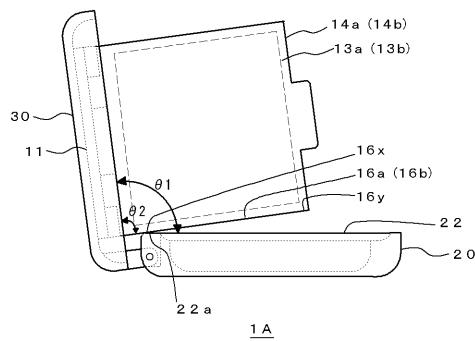
【図1】



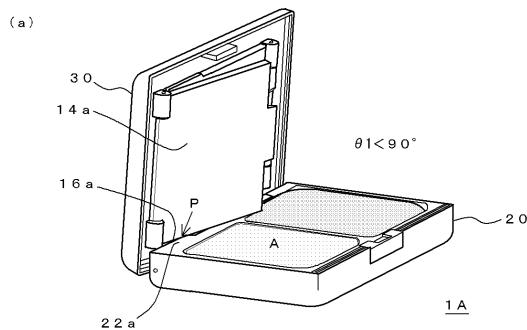
【図2】



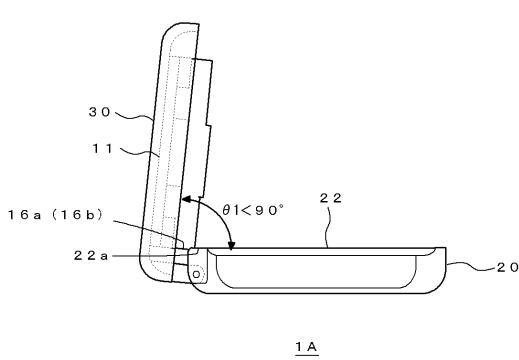
(b)



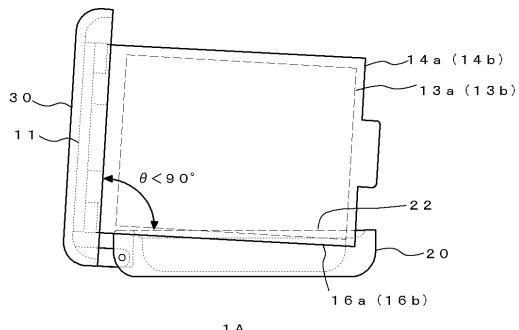
【図3】



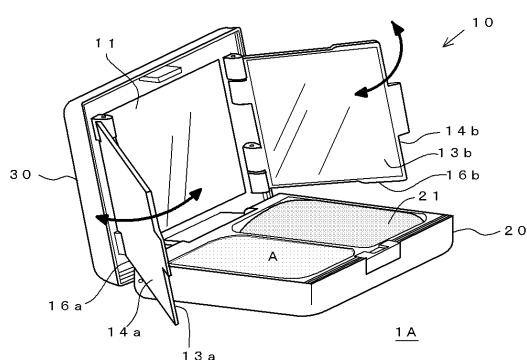
(b)



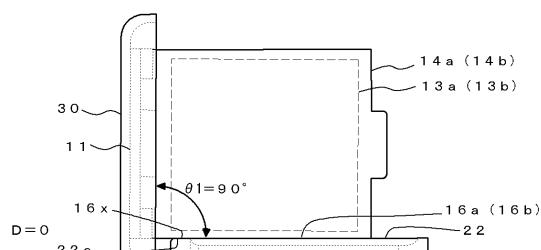
【図4】



【図5】

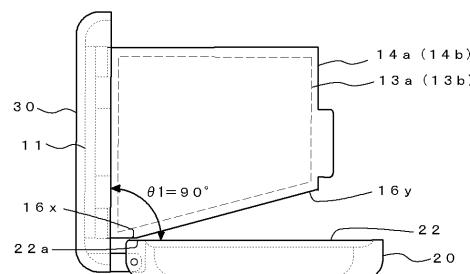


【図6】



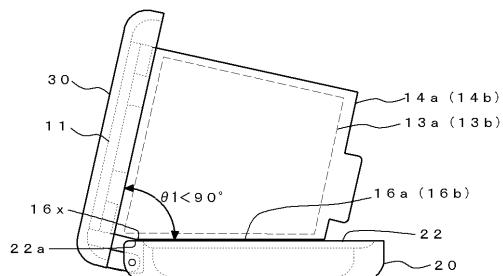
1B

【図7】



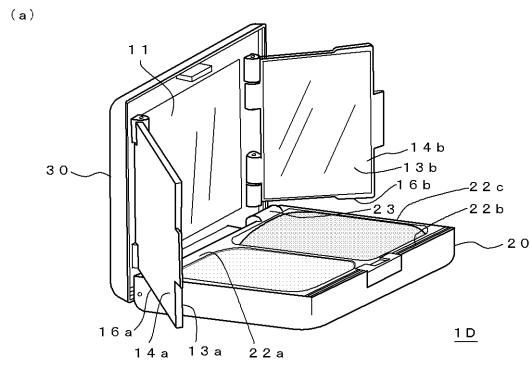
1C

【図8】



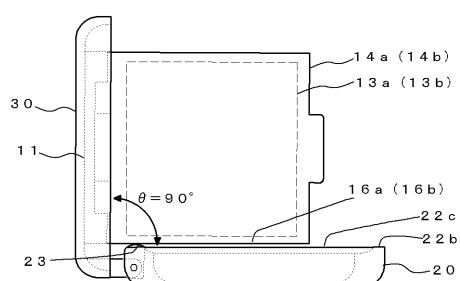
1C

【図9】



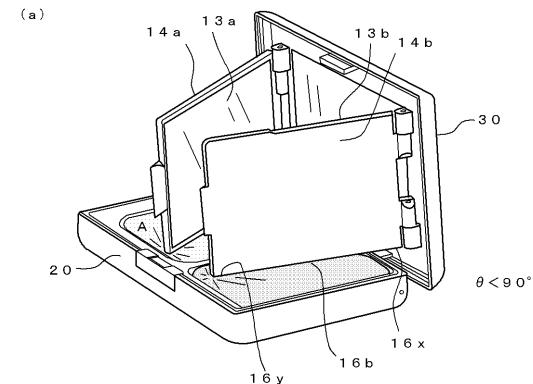
1D

(b)

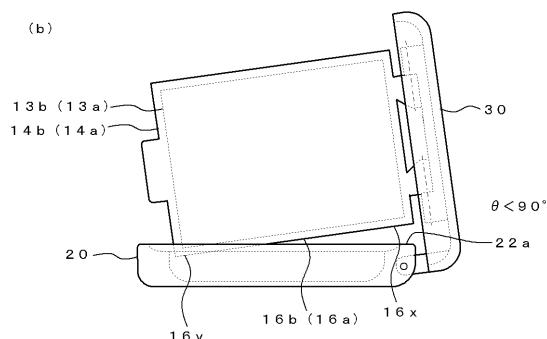


1D

【図10】



(b)



フロントページの続き

審査官 大谷 光司

(56)参考文献 登録実用新案第3020899(JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 45 D 33 / 00

A 45 D 40 / 00

A 45 D 42 / 00

B 65 D 51 / 24